

2025年4月7日

厚生労働大臣 福岡資麿 殿
内閣官房 こども家庭庁長官
渡辺由美子 殿

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会
会長 新井たかね

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1
全国教育文化会館5階 日本障害者センター内
TEL03-6261-4158 FAX03-6261-4159

一般社団法人 社会福祉経営全国会議

会長 茨木範宏

〒543-0045 大阪府大阪市天王寺区寺田町2-5-6-902
TEL06-6772-1360 FAX06-6772-1376

社会福祉事業に関する要望書

日頃より社会福祉事業の発展にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

5年にわたるコロナ禍において、社会福祉事業は社会と経済をささえる大切な土台としてその使命をはたしてきました。そして、さらなる高齢、障害、保育などの施設・事業の量的質的な充実が求められています。

しかし、介護・障害の2024報酬改定は、訪問介護のマイナス改定に見られるように、福祉経営を維持するには不十分で、過去最多の勢いで倒産する事業所が増加しています。さらに物価高騰の影響もふくめ社会福祉法人の3割超が赤字決算（2023年度）になるなど経営の悪化も増大しています。また福祉職員の低賃金やきびしい労働環境などにより、福祉の担い手不足は事業を維持するうえで緊急の課題となっています。また子ども子育て支援にかかわる社会保障の歳出改革や支援金の社会保険への上乗せ等は、実質的に国民負担を増やし福祉サービス抑制につながるものと危惧します。

憲法25条にもとづく国民の権利としての社会福祉を守り、支援を必要としている人たちの基本的人権を守るために、そして社会福祉法人の公益性・非営利性を確保するために、以下の項目について早急に具体化していただくよう要望します。

要望項目

【介護・障害・保育共通】

1. 保育・介護・障害福祉の報酬・公定価格について職員の賃上げや物価高騰に対応する改定を行ってください。
 - (1) 保育・介護・障害福祉の賃金水準を少なくとも全産業平均賃金水準に引き上げるため、加算ではなく基本報酬や人件費単価を引き上げてください。
 - (2) 報酬に最低賃金や物価の上昇に応じてスライドする仕組みを導入してください。また、最

低賃金や物価の上昇に対する報酬の臨時的な措置を行ってください。

- (3) 2024 年度補正予算に計上された「介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策」「障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策」について、その具体的内容や実施方法、見込まれる効果等について説明してください。

【保育】

2. 公定価格に含まれる人件費の取扱いについて

- (1) 2024 年の人事院勧告によって精算される委託費の取扱いについて、各自治体の指導にバラつきが見られます。

すでに経営努力で公定価格の人件費額を越えて支払っている法人や施設にとっては、不足分への一部補填となりますので、委託費精算分の使途については各法人や施設の主体的な判断を尊重してください。

なお、もともと人件費比率の低い営利法人などに対しては、必ず賃金に使われるよう厳しい指導をお願いします。

- (2) 保育士等と全産業平均との賃金格差是正を、公定価格によって行ってください。
(3) 公定価格の非常勤職員配置経費に最低賃金を反映させてください。
(4) 事務員及び看護師を配置してください。

3. 保育所職員配置基準の改善について

- (1) 職員配置基準及び施設基準ともに現行の 2 倍程度に改善してください。
(2) 1 歳児の配置基準については、加算 3 要件をなくし、加算ではなく最低基準を 5 : 1 に改定してください。
(3) 事務員及び看護師を配置してください。

4. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度 以下本制度と略）について

- (1) 子育て不安を抱えている人は本制度ではなく保育所に入所出来るようにしてください。
(2) 一時預かり事業を「一時保育事業」として拡充してください。
(3) 本制度利用にあたっては保健所、児童相談所等に繋げる機能が確保されるよう、自治体を利用を掌握できるしくみとし、保育事故やトラブルが生じた場合も、自治体に関与する仕組みを作ってください。
(4) 本制度利用にあたっては、事前の面談とならし保育を義務付けてください。
(5) 常勤保育士の複数配置と専用室での保育を本制度の条件とし、それが出来る公定価格としてください。
(6) 乳児保育の実績のない事業者を本制度の事業者として認可しないこととし、実施事業者に

は定期的に監査を実施してください。

【障害】

5. 障がい者制度改革推進会議において取りまとめられた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言（2011 年 8 月 30 日）が求める報酬の支払い方式を早期に実現してください。また、厚生労働省として、どのように実現を目指しているのかお示してください。

「骨格提言」

- 報酬の支払い方式に関して、施設系支援にかかる場合と在宅系支援にかかる場合に大別する。
- 施設系支援にかかる報酬については、「利用者個別給付報酬」（利用者への個別支援に関する費用）と「事業運営報酬」（人件費・固定経費・一般管理費）に大別する。前者を原則日払いとし、後者を原則月払いとする。
- 在宅系支援にかかる報酬については、時間割り報酬とする。
- すべての報酬体系において基本報酬だけで安定経営ができる報酬体系とする。

6. 2024 年度報酬改定により生活介護事業に導入されたサービス提供時間による基本報酬を見直し、安定的な事業運営とサービス提供が可能となる基本報酬に改めて下さい。
7. 障害者相談支援事業を社会福祉法上の第二種社会福祉事業として位置付けるなど、非課税扱いとして下さい。また、各方面から寄せられている意見を受けて、この間、どのように検討されているか、今後どのように検討されようとしているのか教えて下さい。

【介護】

8. 訪問介護事業所の倒産が過去最高を更新し続けています。在宅福祉の介護崩壊を防ぐために、訪問介護事業所に対する緊急的な報酬引き上げの措置を行ってください。

【共通】

9. 社会福祉施設等施設整備費補助金の予算を拡充し、必要性や緊急性の高い施設・事業所の整備・改修・建替えが行えるようにして下さい。
- （１）令和３年度以降、当初予算では協議額が予算額を大きく上回っており、必要性や緊急性があっても予算の範囲内では補助金が交付されない状況となっています。
- 予算を確保・拡充し、必要な施設・事業所の整備・改修・建替えを進めてください。
- （２）法人の自己資金が過度な負担とならないよう国・自治体の負担率を維持して下さい。

以上